

奨学金返済支援制度導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、従業員の奨学金返済を支援する制度を新たに導入する者に対して、当該制度に基づき支給する手当等に要する経費の一部を市が予算の範囲内で助成することにより、労働力人口の減少が見込まれる状況において、将来的な地域産業の発展を担う人材の確保及び定着を促進し、本市の産業活性化に寄与することを目的に、奨学金返済支援制度導入促進事業補助金の交付について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「中小企業者等」とは、次の者をいう。

ア 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号の規定に該当する者をいう。ただし、日本標準産業分類に規定される農業・林業・漁業は除く。

イ 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人に該当する者をいう。

ウ 公益法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人に該当する者をいう。

エ 医療法人 医療法（昭和23年法律205号）に規定する医療法人に該当する者をいう。

オ 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人に該当する者をいう。

カ 協同組合等 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号及び同法別表第3に規定する協同組合等に該当する者をいう。

キ 保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者 第1号アからカまでのもの及び私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）に規定する宗教法人のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域型保育事業又は子ども・子育て支援法第7条第10項第4号から第8号までに規定する子ども・子育て支援施設等に該当する者をいう。

(2) 「大企業」とは、「中小企業者等」以外の者で、事業を営む者をいう。

(3) 「みなし大企業」とは、次の者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(4) 「本社、本店、主たる事務所」とは、単に登記上のものに限らず、実質的にその機能を有するものや、特定の事業分野における経営や人事等の意思決定権を有するものなど、本社、本店又は主たる事務所と同等と認められる機能を有する拠点を含む。

(5) 「奨学金等」とは、高等学校、短期大学、大学、大学院、専修学校などの教育機関及び公共職業能力開発施設における修学を支援するために貸与される学資金等のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金

イ 地方公共団体、大学及び民間企業・団体などが貸与する奨学金

ただし、奨学金の制度の趣旨から補助金の対象外とすることが必要と市長が別に認めたものを除く。

ウ 厚生労働省が所管する職業訓練に係る融資のうち、技能者育成資金融資

(6) 「支援制度」とは、補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）が、雇用する従業員に周知している就業規則、賃金規則、専用規程など明文化された文書（以下「内部規程等」という。）に基づき、支援対象従業員に対して通貨（現金、口座振込によって支払われるもの。以下同じ。）を年1回以上給付すること、又は支援対象従業員に代わって奨学金の債権者に対して年1回以上直接返済を行うこと（以下「代理返済」という。）若しくはその両方（以下「給付」という。）により、支援対象従業員本人が主たる債務者となっている奨学金等の返済に係る負担を軽減する制度をいう。ただし、支援対象従業員が退職した場合、当該従業員に給付額の全部又は一部の返還の義務を負わせるものは除く。

(7) 「支援対象従業員」とは、支援制度による給付の対象となり、その給付がこの補助金の補助対象経費となる従業員のことをいい、次の各号を全て満たす者をいう。

ア 補助金交付申請日（以下「申請日」という。）において、雇用期間の定めがない社員・職員（多様な正社員や試用期間中の者も含む。）として取り扱われているか、申請日の属する市の会計年度（以下「会計年度」という。）内に雇用期間の定めのない社員・職員に登用することが確定していること。

イ 会計年度の初日（4月1日）において、採用の日（雇用期間の定めのある社員・職員であった者が、雇用期間の定めのない社員・職員として登用された場合は、その登用の日。以下同じ。）から起算して3年を経過していないこと。ただし、補助事業を行うことができる期間（以下「補助対象期間」という。）の中途に採用後4年目を迎える場合においては4年目に入る日の前日まで支援対象従業員として取り扱う。

ウ 申請日において、奨学金等を返済中であるか、返済予定が確定していること。

エ 補助対象期間の年度末日（3月31日）において、申請時と同じ補助事業者には雇用されていること。

オ 補助事業者が個人事業主（実質的に代表者の個人事業と認められる法人を含む。）である場合においては、当該個人事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が支援対象従業員以外の従業員と同様であると認められる者を除く。

カ 役員等、事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。

キ 補助事業者が、保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者であり、かつ、学校法人又は宗教法人である場合、保育所・幼稚園・認定こども園等の運営事業に従事している従業員であること。

ク 補助事業者が、福山市内に事業所を有し、福山市外に本社を有する場合は、勤務場所が福山市内の事業所であること。

ケ その他支援対象従業員とすることが適当でないと市長が認めた者でないこと。

(補助対象となる事業)

第3条 補助の対象とする事業は、補助事業者が導入した支援制度に基づき行う給付(以下「補助事業」という。)とする。

2 補助対象期間は補助金の交付の決定があった会計年度の4月1日から同年度の3月31日までとする。

(補助対象となる事業者)

第4条 補助事業者は、次に掲げる条件を全て満たす中小企業者等とする。ただし、みなし大企業は除く。

(1) 福山市内に本社又は事業所を有すること。

(2) 代表者及び従業員等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であること。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

(4) 補助金の交付申請書の提出日又は補助金の実績報告書提出日の時点で倒産(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第35条第1項第1号に規定する倒産をいう。)している事業主(再生手続開始の申立て(民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。)又は更生手続開始の申立て(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。))を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。)でないこと。

(5) 福山市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意すること。

(6) 福山市の「グリーンな企業チャレンジ宣言」を申請し、申請状況について調査されることについて同意すること。

(7) 申請を行う会計年度において新たに支援制度を導入する者、2021年度以降に新たに支援制度を導入し、申請を行う会計年度において初めて支援対象従業員がある者、又は前年度もしくは前々年度に奨学金返済支援制度導入促進事業補助金の交付決定を初めて受けた者。

2 前項に規定するもののほか、補助事業者について業種その他の条件を付する必要がある場合は、市長が別に定める。

(補助対象となる経費)

第5条 補助対象経費の額は、補助事業者が、支援制度に基づいて、支援対象従業員本人に対して直接支払った手当等の額及び代理返済を行った額とする。(雇用期間の定めのない社員・職員に登用予定の者については、いずれも、その登用日以降の給付に限る。)

2 補助対象経費は、補助事業者における賃金計算期間にかかわらず、会計年度中に行った給付に限る。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じた額以内とし、千円未満は切り捨てるものとする。この場合において、補助率は1/3、補助金の限度額は1社当たり36万円とする。また支援対象従業員一人当たりの限度額は6万円とする。

2 補助事業に対して、他の助成金その他金銭的支援(以下「その他支援金」という。)を受ける場合は、支援対象従業員一人当たりについて、前項の限度額又は補助対象経費からその他支援金の額を差し引いた額の低い方を上限とする。

(募集)

第7条 募集は公募により行うものとする。

(補助金の交付の申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、次に定める書類を、公募において指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書(奨学金返済支援制度導入促進事業)(様式第1号)

(2) 事業計画書(様式第2号)(広島県「Go!ひろしま奨学金返済支援制度導入企業応援補助金」申請書及び事業計画書の写しでも可。)

(3) 収支予算書(様式第3号)

(4) 支援制度に係る補助事業者の内部規程等の写し

(5) 支援対象従業員の雇用契約書等雇用関係及び雇用形態が確認できる書類の写し

(6) 支援対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(7) 申請日から過去1年間の支援対象従業員の賃金台帳の写し(申請日の4か月以前から在籍している従業員の場合に限る。)

(8) 企業・団体概要資料(パンフレットなど補助事業者の活動内容が分かるものとする。)

(9) 支払相手方登録依頼書(福山市に提出済みの場合はこの限りではない。)

(10) 誓約書(様式第4号)(2021年度以降から申請を行う会計年度の間に新たに支援制度を導入し申請を行う会計年度において初めて支援対象従業員がある者に限る。)

(11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、手続の簡素化を図るために市長が適当と認めた場合、申請書の一部及び添付する書類の一部の提出を省略できるものとし、詳細は市長が別に定める。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該事業の内容が適当と認められるものについて、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、奨学金返済支援制度導入促進事業交付決定通知書（様式第5号）を交付するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定を行う際に、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができるものとする。

(事業計画の変更)

第10条 前条の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助決定事業者」という。）は、申請書等（必要書類を含む。）に記載された事項を変更しようとするときは、あらかじめ「事業計画変更・取下承認申請書（様式第6号）」に「変更収支予算書（様式第7号）」およびその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業内容や補助金の交付決定額に変更がなく、かつ補助対象経費を20パーセント以内で増減する場合は、この限りでない。

2 前項の承認を受けて、補助対象経費の減額が必要となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。

3 計画の変更により補助対象経費が増額となった場合、予算の範囲内において、補助金の額は補助金の限度額を上限とする。

(実績報告)

第11条 補助決定事業者は、次に定める書類を、補助事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（奨学金返済支援制度導入促進事業）（様式第8号）
- (2) 事業実績書（様式第9号）（広島県「Go！ひろしま奨学金返済支援制度導入企業応援補助金」実績報告書及び補助事業の実績の写しでも可。）
- (3) 収支決算書（様式第10号）
- (4) 当該会計年度に係る支援対象従業員の貸金台帳（支援制度に基づく給付額及びその支払日が分かるもので、かつ原本証明されたもの。）
- (5) 代理返済を行った場合は、代理返済の対象者並びに代理返済額がわかる書類等の写し及び領収書又は振替払込請求書兼受領証の写し、その他代理返済を行った証拠となる書類の写し
- (6) 支援制度の導入を周知するプレスリリースの写し又は補助決定事業者の有するWebサイトページ等の写し（会計年度に新たに支援制度を導入する場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定と交付)

第12条 市長は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき

補助金の額を確定し、「奨学金返済支援制度導入促進事業補助金交付額確定通知書（様式第11号）」により、補助決定事業者へ通知するものとする。

- 2 補助決定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書により市長に請求しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者であった者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（本事業の評価）

第14条 市長は、本事業について検証及び評価を行うため、補助金交付先の中小企業者等に対して必要に応じて確認等を行うものとし、補助金の交付を受けた者はこれに協力しなければならない。

（帳票）

第15条 この要綱に定める帳票は、市長が別に定める様式による。

（関係図書の保存）

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付にかかる関係図書や、補助金の支払に関する証拠書類を、補助金が交付された年度の末日から5年間保管しなければならない。

（その他）

第17条 市長は、補助決定事業者に対し、随時事業の遂行状況を求めることができるものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）4月 1日から施行する。

この要綱は、2022年（令和4年）4月 1日から施行する。

この要綱は、2023年（令和5年）4月 1日から施行する。

この要綱は、2025年（令和7年）4月 1日から施行する。

この要綱は、2026年（令和8年）4月 1日から施行する。